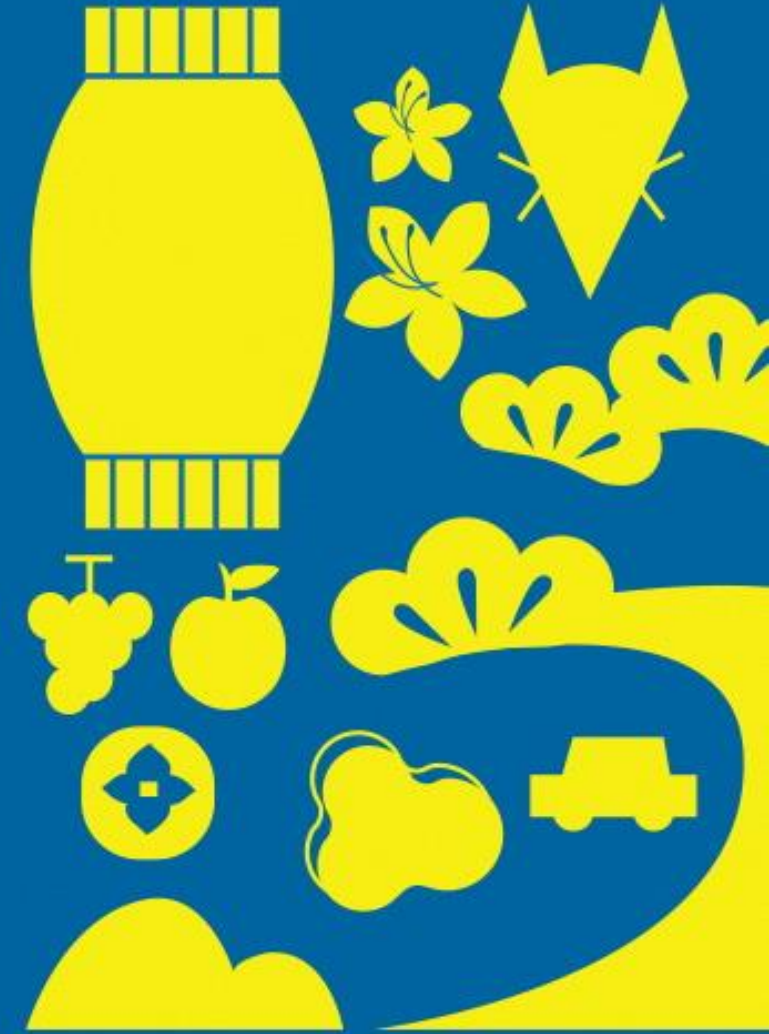
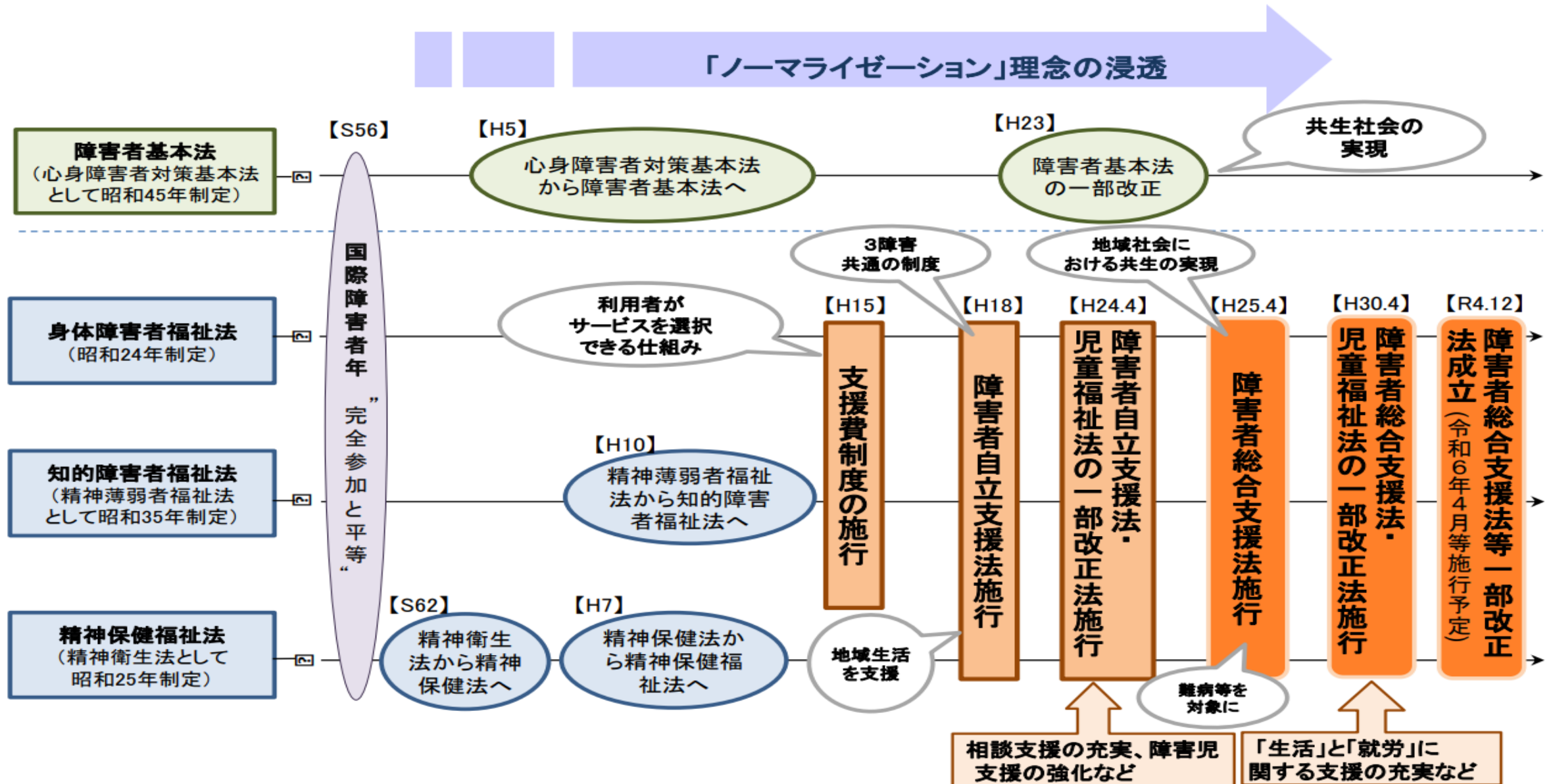


みよし市の 地域生活支援拠点等の整備 について



デジタル化推進
ゼロカーボンシティ推進
SDGs 推進

障害保健福祉施策の歴史



現在の障がい福祉の状況

- 国際障害者年、社会福祉の基礎構造改革、措置から契約へ（支援費制度）障害者自立支援法（障害者総合支援法）、障害者権利条約批准、虐待防止・差別解消…
- 障がい者（児）の人数は年々増加、ニーズも多様化
- 本人と家族の高齢化も進み、「親亡き後」の生活や権利擁護が課題に
- 核家族化の進行、地域の人間関係の希薄化、育児の孤立、孤独死…
- 少子高齢・人口減少社会、2040年問題…年齢に関係なく切れ目のない支援体制を！

もう待ったなし…。
ここで決まる、みよし市の未来！

地域生活支援拠点等の整備とは①

- 障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、

①相談 

②緊急時の受け入れ・対応 

③生活体験の機会・場 

④専門的人材の確保・養成 

⑤地域の体制づくり（マネジメント） 

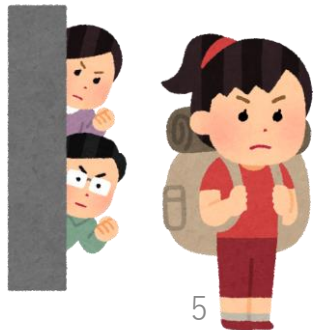
の5つの機能を整備し、障がいがあってもなくても地域で安全に安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で支える体制を構築すること。

- 地域生活支援拠点等の整備は、第7期みよし市障がい福祉計画に明記されている。

地域生活支援拠点等の整備とは②

具体的には…

- ・ 障がいのある方の家族に事故等が起こり、本人を緊急で保護、対応しなければならない場合に、迅速・確実な**相談支援**を展開し、短期入所等福祉サービスの活用を通じて本人の地域生活の維持を図ることができる
- ・ 施設や病院、親元から、グループホーム、一人暮らし等への移行を見据え、地域での生活をイメージしてもらえるよう、家事や買い物等、日常生活上不可欠な行為の**体験の機会**を設けられている など…



みよし市における地域生活支援拠点等の整備

- 「拠点等の整備」と聞くと…

「拠点となるような場所を作るの？」

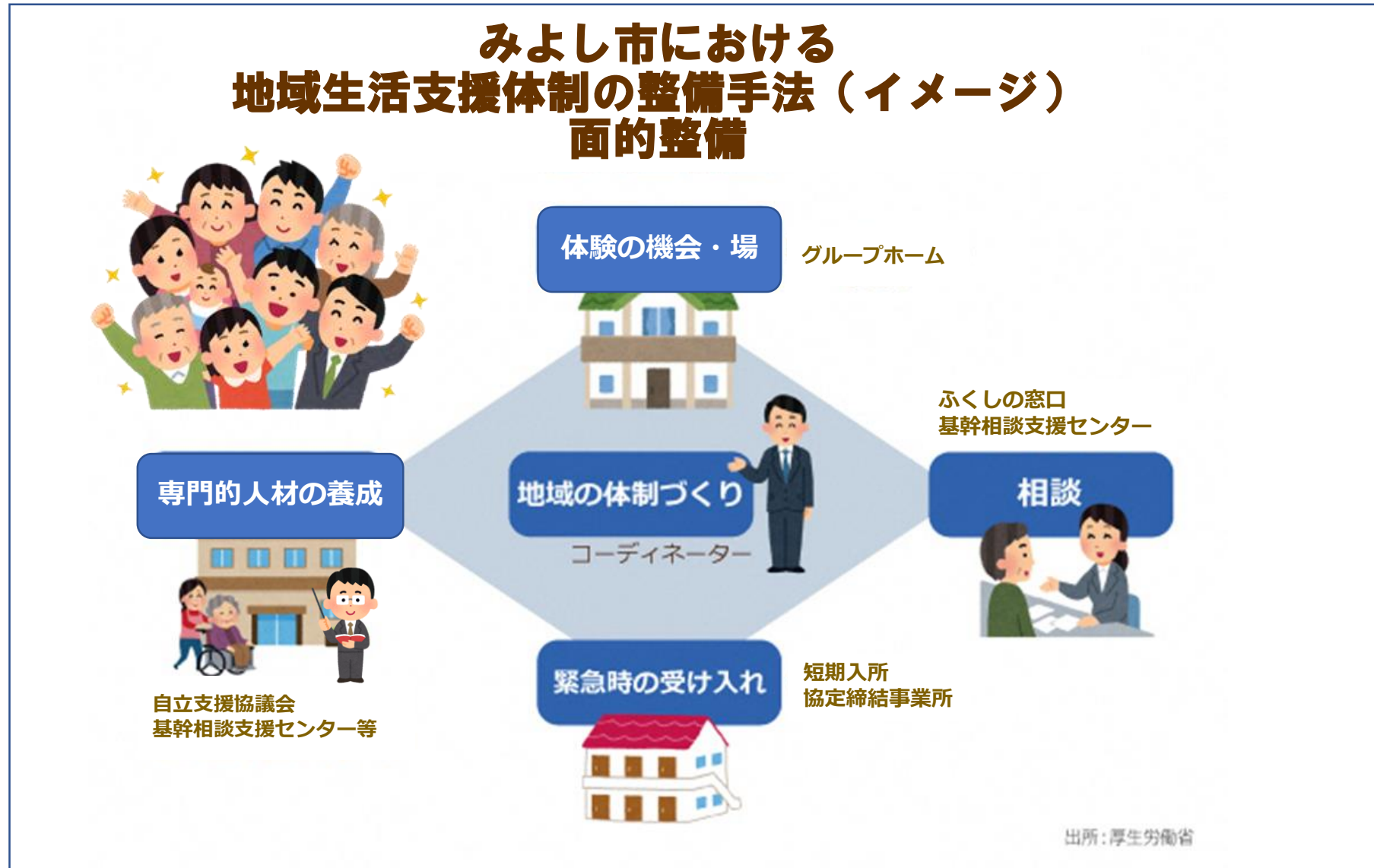
「新しい施設を建てるの？」

というイメージをされがち… **違います！**



- みよし市では、市内の法人や事業所等の機能、強みを最大限に活用し、障がいのある方の地域生活を支える体制を**面（地域全体）**で整備することを目指す
- 地域生活支援「**拠点等**」という分かりにくい表現に替え、地域生活支援「**体制**」と言い換え

みよし市における地域生活支援体制の整備



みよし市における地域生活支援体制の整備

- 地域生活支援体制整備に当たっては、みよし市障がい者自立支援協議会を中心に話し合う
- みよし市障がい者計画の理念

「障がいのある・なしに関わらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現」を目指す

そのために、障がい福祉関係者だけでなく、地域住民や企業等の理解や協力を得て、**オールみよし**で臨むことが必要…

⇒象徴となるシンボルマークを作成！

地域生活支援体制整備のシンボルマーク



名称「COCO-COLOR（ココカラ）」

植木鉢の草が育つイメージ。

茎はみよしの「み」、ハートの形で思いやりを表している。

【シンボルマークに込められた思い】

- ・ 1人ひとりそれぞれの“カラー”がある
- ・ 人生まだまだ“ここから”
- ・ まちづくり“ここから”始まっていく…など

【周知、啓発方法（予定）】

- ・ 市内福祉サービス事業所等に対し、地域生活支援体制整備に向けた考え方や取組を知ってもらえるようプレゼンして、体制整備に向けた意思統一を図る。
- ・ 地域生活支援体制整備に賛同・協力してくださる事業所やお店等に掲示物を貼る。

みよし市における 5 つの機能

(1) 相談

- ・市役所 1 階に「福祉総合相談センター（ふくしの窓口）」を設置



- ・障がい者相談支援事業を市内の 6 法人に業務委託、
9 人の相談支援専門員を配置

相談支援専門員は、「くらし・はたらく相談センター」内にある基幹相談支援センターに勤務

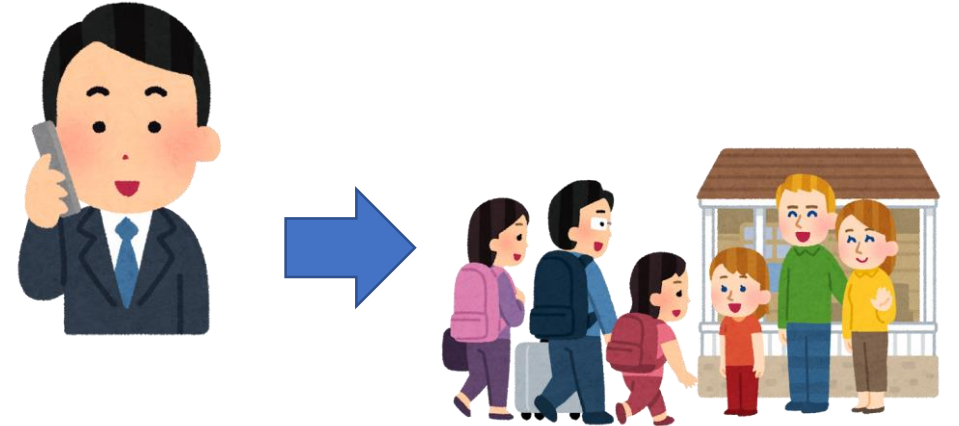


みよし市における 5 つの機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応



・ 家族等に緊急の事態が発生し、障がいのある方の宿泊場所、支援が必要となった場合には、市職員や相談支援専門員が短期入所事業等福祉サービスの利用に向けて調整



・ 万一、調整ができなかった場合のために、市と法人が協定を締結し、事業所での一時的な受け入れ・対応ができる体制を整備



みよし市における 5 つの機能

(3) 体験の機会・場



- ・既存のグループホームや短期入所事業所による体験利用を調整

(4) 専門的人材の確保・養成



- ・みよし市障がい者自立支援協議会の専門部会や検討チームで課題となっていること（主に強度行動障がい、医療的ケアの必要な方の対応等）に対し、研修等を企画、開催
- ・移動支援従業者養成研修など、市内法人による人材の養成も促進



みよし市における 5 つの機能

(5) 地域の体制づくり (マネジメント)

- 暮らし・はたらく相談センター（基幹相談支援センター）や、みよし市障がい者自立支援協議会において、地域の体制づくりのために協議
- 相談支援専門員が重層的支援体制整備事業における「協議体」に参加して、地域の課題や住民の活動状況の把握に努めている

(6) その他（地域診断）

- みよし市独自の地域診断表を作成し、みよし市障がい者自立支援協議会全体会にて、地域生活支援体制の整備状況を確認、評価

おわりに…

人口減少、超少子高齢化、一人暮らし世帯の増加等、社会の様相は大きく変化しています。国からは、各自治体で地域生活支援拠点等を整備するよう言われていますが、このことは「障がいがあってもなくても、安心して暮らせるみよし市を作る」と言い換えることができます。地域生活支援体制整備の考え方は新しいことを始めるのではなく、今まで構築してきたものを整理し、組み合わせ、足りないものを補う作業です。みよし市には、志を同じくする仲間がたくさんいます。物事を前向きに捉えて共に行動すれば、みんなの生活がきっと豊かになっていくはずです。一緒に、お互いさま、そして「ココカラ」始まる…の心意気で、一歩踏み出しましょう！（西三河北部圏域地域アドバイザー 阪田征彦）